

白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の法律名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されることに伴い改正するものである。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。